

滝川市特定事業主行動計画の実施状況及び滝川市における女性の活躍状況の公表（令和5年7月）

滝川市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき「滝川市特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、滝川市における女性の活躍状況を公表いたします。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

（１）採用した職員に占める女性職員の割合

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
一般行政職	42%	29%	36%
医療職等	67%	69%	76%

（２）機会の提供に資する制度の概要

●セクシュアル・ハラスメント等対策の整備状況

- ・セクハラ等対策のための一元的窓口を設置及び対応マニュアルの整備
- ・取組内容（令和2年度～令和6年度の計画）

令和4年度 セクハラ等の対応について、総務部総務課に設置されている窓口の周知を行いました。

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 平均継続勤務年数の男女の差異

	令和5年4月	令和4年4月	令和3年4月
男性職員	13年6月	17年2月	17年3月
女性職員	12年4月	16年8月	17年8月

(2) 男性職員の配偶者出産休暇（2日）及び育児参加のための休暇（5日）取得率並びに合計取得日数の分布状況

	目標（R6年度）	令和4年度	令和3年度	令和2年度
配偶者出産休暇	100%	75%	78%	71%
育児参加休暇	100%	50%	44%	18%

	1日未満	1日以上 2日未満	2日以上 3日未満	3日以上 4日未満	4日以上 5日未満	5日以上 6日未満	6日以上 7日未満	7日以上 8日未満	8日
令和2年度	35.3%	17.6%	5.9%	23.5%	0.0%	0.0%	0.0%	17.6%	0.0%
令和3年度	11.8%	17.6%	11.8%	35.3%	0.0%	11.8%	5.9%	0.0%	0.0%
令和4年度	25.0%	8.3%	8.3%	33.3%	8.3%	0.0%	0.0%	8.3%	8.3%

・取組内容（令和2年度～令和6年度の計画）

令和4年度 当該休暇制度含め、各種休暇制度の周知及び取得促進を図りました。

(3) 年次有給休暇の平均取得日数、夏季休暇及び福利厚生休暇の取得率

	目標（R6年度）	令和4年度	令和3年度	令和2年度
年次有給休暇	10日	9日	8日	8日
夏季休暇	100%	90%	88%	92%
福利厚生休暇	100%	87%	88%	87%

・取組内容（令和2年度～令和6年度の計画）

令和4年度 取得状況について庁内会議にて周知し、取得の促進を行いました。

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：滝川市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.9%
全職員	72.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.1%
本庁課長相当職	98.6%
本庁課長補佐相当職	96.4%
本庁係長相当職	107.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.6%
31～35年	98.4%
26～30年	97.5%
21～25年	69.1%
16～20年	96.4%
11～15年	65.9%
6～10年	69.5%
1～5年	88.7%

【説明欄】

・勤続年数別で男女の給与の差異が大きい階層については、他職種より給与が高い医師のうち、女性である職員がいないことから、男性の平均給与が高くなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。